吸収合併に係る事前開示書面

2026年1月15日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

ＡＦＳコーポレーション株式会社

2026 年 1 月 15 日

吸収合併に係る事前開示書面

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項）

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　深山友晴

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
ＡＦＳコーポレーション株式会社
代表取締役　花尻隆一郎

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」といいます。）及びＡＦＳコーポレーション株式会社（以下「乙」といいます。）は、2025 年 10 月 31 日付で吸収合併契約を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定めの相当性に関する事項

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、甲及び乙は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 36 号に規定する共通支配下関係にありますが、乙の株主は甲のみであり、乙に少数株主は存在しないため、乙の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項
該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項
(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 に記載の通りです。
(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項
(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 に記載のとおりです。
(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1
吸収合併契約書

吸収合併契約書

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」という。）及びＡＦＳコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）は、2025 年 10 月 31 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）
甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散するものとする。

第 2 条（商号及び住所）
甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。
(1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）イオンフィナンシャルサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
(2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）ＡＦＳコーポレーション株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地

第 3 条（本合併により承継する権利義務）
1. 会社法第 2 条第 27 項および会社法第 750 条第 1 項の規定により、甲は、本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において、乙が保有する下記の会社の発行済株式（以下、「承継予定株式」という。）を含む乙の財産及び権利義務の一切を承継するものとする。

記

・株式会社イオン銀行
・イオン住宅ローンサービス株式会社
・AEON Credit Service (Philippines) Inc.
・AEON Specialized Bank (Cambodia) Public Limited Company

2. 前項にかかわらず、前項の効力発生日時点において乙が保有する株式が承継予定株式と異なる場合、甲が乙から承継する株式は、効力発生日時点で乙が実際に保有する株式のみとする。

第 4 条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）
乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 5 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）
本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条（効力発生日）
本合併の効力発生日は、2026 年 3 月 1 日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（株主総会決議）
1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第 8 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）
本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（本合併の効力）
本合併は、効力発生日の前日までに乙においてその子会社から特別配当を受領する等により乙における利益剰余金の欠損状態が解消され、効力発生日の直前において本合併が会社法第 795 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当しないことを条件として、その効力を生じる。

第 10 条（準拠法及び管轄裁判所）
1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025 年 10 月 31 日

甲：　東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　深山　友晴

乙：　東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
ＡＦＳコーポレーション株式会社
代表取締役　花尻　隆一郎